

平成30年度第3回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（平成30年10月5日（金）午前10時～ 場所：久留米市役所3階308会議室）

1 前回会議の概要報告

2 諮問案件の審議

- (1) 個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る税務情報（軽自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無）の提供を福岡県に対しオンライン結合等により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民税課】

【市民文化部資産税課】

- (2) 「平成30年7月豪雨」に関し、久留米市が市民等から預かった義援金と福岡県から久留米市へ配分された義援金（福岡県、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会が受け入れている義援金）とを、市内の床上浸水被災世帯へ配分する業務を総務部総務課において実施するに当たり、生活支援第1課が実施する災害見舞金等交付業務及びり災証明書の発行業務において収集した申請者の個人情報を目的外利用することに関し公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）について

【健康福祉部生活支援第1課】

3 その他

平成30年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成30年7月9日（月） 午前10時00分～午前12時00分

場 所：市役所9階 レクチャールーム

出席者：武藤会長、日野委員、西村委員、穴見委員、松尾委員、西田委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員 以上9名

事務局：徳永総務部長、竹村次長、吉村主幹、林田課長補佐、草野、中島

その他：生活支援第1課（榊課長補佐、西村）、健康保険課（藤木課長、相浦主査、吉田）、保健所健康推進課（吉塚課長）、農業委員会事務局（横溝事務局長、下川課長補佐）、みどりの里づくり推進課（古賀主幹、高井良）

議事の概要

1 委員紹介

- (1) 総務部長挨拶
- (2) 委員紹介・挨拶

2 会長・副会長の選任

- (1) 武藤委員を会長に選任
- (2) 松尾委員を副会長に選任

3 諮問案件の審議

【諮問案件1】

久留米市福祉事務所が行う医療扶助費適正強化事業の業務委託について

- 1 生活保護受給者に係る診療報酬明細書及び被保護者マスターの情報並びに保健所健康推進課において実施した生活習慣病予防健康診査の結果を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部生活支援第1課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

- 2 上記1の個人情報をオンライン結合等により提供することの公益上の必要の有無及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部生活支援第1課】

—資料を基に生活支援第1課から説明—

(B委員) 医療扶助費は、生活保護費とは別にかかるものか。

(担当課) 医療扶助費は生活保護費の一部である。29年度は生活保護費全体が約110億円、そ

のうち医療扶助費が約60億円である。

(B 委員) 生活保護受給者が医療機関を受診した場合の本人負担はあるのか。

(担当課) 生活保護受給者の本人負担は基本的にはない。

(A 委員) 不適切な受診とは頻回、重複のことか。

(担当課) 重複、頻回受診のことで、その是正のために今回の事業を行うものである。また、人工透析を伴う腎不全は必要となる医療費の額も大きく、生活の質も著しく低下する。生活習慣病重症化予防により生活の質をできるだけ向上させることも今回行う事業の目的の一つである。

(H 委員) 10年間で医療扶助費が18億円増加している主な要因は何か。

(担当課) 受給者の増加、受給者の高齢化の進展等様々である。

(D 委員) 医療扶助費適正化強化事業について、他の自治体の先行例があるか。

(担当課) 生活保護受給者に対する事業としては、呉市・福岡市・横浜市が取り組んでいる。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件2】

- 1 国保データベース (KDB) システム内の「個人の健康に関する情報」を県に外部提供することの公益上の必要の有無 (条例第9条第3項第4号) 及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否 (条例第9条第4項) について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

【健康福祉部介護保険課】

- 2 国保データベース (KDB) システム内の「個人の健康に関する情報」を県に外部提供するに際し、システム上で閲覧を可能とするため、オンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無 (条例第10条第1項第2号) について

【健康福祉部健康保険課】

—資料を基に健康保険課から説明—

(D 委員) 福岡県が保険者になることによりどのような効果が見込まれるのか。事例があれば伺いたい。

(担当課) 福岡県が保険者となることにより、久留米市が保健事業を展開する際に福岡県よりアドバイスを受けることができる。

(A 委員) 福岡県からの事業支援とはどのようなものか。

(担当課) 福岡県による県全体で取組む事業を受けられること、市が行う保健事業にかかる費用の試算、財政的な支援等が考えられる。

(A 委員) 保健事業は市町村によって差異があったのか。

(担当課) 市町村によって色々な特性があるので差異は考えられる。久留米市は比較的精神疾患の患者さんが多かったり、医療機関に恵まれているため、市外から久留米市に転入して治療を受けられる方がいるなど。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件3】

筑後川土地改良区からの求めに応じた農地情報等の提供について

- 1 農地所有者及び農地に設定された賃借権等の権利者の生年月日情報を外部提供することの公益上の必要の有無(条例第9条第3項第4号)及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否(条例第9条第4項)について
- 2 農地法施行規則に定められた筑後川土地改良区からの求めに対し、農業委員会が提供を義務付けられた農地台帳上の情報及び上記1に係る情報をオンライン結合等(磁気記録媒体)により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【農業委員会事務局】

—資料を基に農業委員会事務局から説明—

(I 委員) 筑後川土地改良区以外の土地改良区からは情報提供を求められていないのか。

(担当課) 現在のところ要請があるのは筑後川土地改良区のみで。これから大掛かりな事業が予定されており、組合員の確認が急務であるため。

(A 委員) 対象者の特定のために生年月日の情報が必要な理由を詳しく伺いたい。

(担当課) 1つは土地改良区的意思決定機関である総代会の役員選挙において被選挙権の有無に関し年齢を確認するため。もう1つは大掛かりな事業を行うに当たっての台帳整理のため。ある組合員が農地を取得し、住所変更後にも農地を取得すると二重登録の状態となるため、生年月日によって組合員の特定を行うものである。

(A 委員) 農地台帳の耕作者情報と土地改良区の台帳の組合員情報は一致しているのか。

(担当課) 原則一致しているが、農地所有者が亡くなって土地改良区への手続きをしていない場合等、一部不一致がある。

(A 委員) 土地改良区の組合員名簿(台帳)の更新はどの様に行うのか。農地台帳の更新に連動して更新されないのか。

(担当課) 連動していない。例えば農地の所有者が変わった場合は土地改良区への変更手続きをすべきであるが、相続で所有者が変わっても手続きをされない方もいる。また、一括して農地台帳の情報を土地改良区へ提供するのは今回が初めてである。

(A 委員) 筑後川土地改良区の事務所は久留米市内にあるのか。

(担当課) 久留米市三潴町高三潴に事務所がある。

(A 委員) 筑後川土地改良区の職員は久留米市から出向している職員であるのか。

(担当課) 筑後川土地改良区が直接雇用している職員である。

(D 委員) 提供する農地台帳のデータを実際に扱うのは誰か。アルバイトか。

(担当課) 筑後川土地改良区の職員が取り扱うことになる。

(D 委員) 筑後川土地改良区には守秘義務を定めた規則等があるのか。

(担当課) 筑後川土地改良区の内部規則までは確認できていないが、守秘義務等については協定書に盛り込むようにする。

(D 委員) 情報管理の体制をしっかりとしていただきたい。

(A 委員) 所有者の氏名・住所は登記簿謄本で公開されている情報であり、提供することは問題ないと考えるが、生年月日を提供することの必要性にはやや疑問が残る。

(B 委員) 筑後川土地改良区は公共団体であり、自ら戸籍を調べることができる。しかし調べる対象が膨大であり、急いで組合員の確認をする必要があるので、農業委員会より今回の情報提供を行うということか。

(担当課) 筑後川土地改良区より依頼があった際に、生年月日については市民課に住民票を請求していただくという方法も考えられた。しかし耕作者の生年月日情報も農業委員会で把握しており、別途住民票の請求をしていただくことなく、農業委員会よりあわせて提供できないかと今回諮問したものである。

(A 委員) 農業委員会事務局では農地所有者・耕作者の生年月日まで把握しているのか。

(担当課) 農業委員会事務局で生年月日も把握している。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 4】

林地台帳のシステム化に当たり、開発を委託する事業者に個人情報オンライン結合等により処理させることの公益上の必要性（条例第10条第1項第2号）等について

【農政部みどりの里づくり推進課】

—資料を基にみどりの里づくり推進課から説明—

(A 委員) 山林の所有者情報は久留米市で把握していて、福岡県も図面等で整備しているものがあり、今後新しい形で整備を行うということか。

(担当課) 福岡県は久留米市とは別の目的で山林の情報を管理していたが、情報の更新は5年に1度である。県の把握している情報では、事業者から山林の情報について照会があった際に古い情報を渡してしまう可能性がある。今後は市が逐次情報を更新できる林地台帳管理システムとして整備し、照会があった際になるべく新しい情報を提供できるようにするものである。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

4 平成29年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告（通年）

—資料に基づき事務局から説明—

* 特に質問や意見等はなし。

5 その他（平成29年度特定個人情報の取扱いに関する監査の報告）

—資料に基づき事務局から説明—

* 特に質問や意見等はなし。

30税市第333号
平成30年9月21日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長様

久留米市長 大久保 勉
(市民文化部 市民税課)
(市民文化部 資産税課)

諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る税務情報（軽自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無）の提供を福岡県に対しオンライン結合等により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について。



【諮問案件1】

個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る税務情報（軽自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無）の提供を福岡県に対しオンライン結合等により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民税課】

【市民文化部資産税課】

○業務概要

本市は、毎年8月頃に地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の11の規定により、福岡県（以下「県」という。）から個人県民税の納税義務者に係る後記の個人情報の提供を求められている。

県は当該情報を活用し、県税の滞納整理を行い、債権保全を図っている。適切な債権管理を行うためには、滞納者に係る所得等の情報を正確に収集する必要があるが、県ではこれらの滞納者に係る当該情報を保有しておらず、法の規定により個人県民税を賦課徴収している市町村から収集するほかない。

本市では、県へ紙媒体により税務情報の提供を行っていたところ、県がより円滑に滞納整理を行えるよう、平成29年度から電子データでの提供を開始した（平成29年8月25日付29答申第7号で承認）。

今回、県より本市が電子データで提供している14項目に加え、「軽自動車の所有の有無」「固定資産の所有の有無」の2項目について提供を求められている。現在の14項目は主に滞納者の所得に関する情報であり、追加の2項目は滞納者の財産に関する情報である。所得に関する情報に加え、差押えのできる可能性がある財産の情報を得ることで、県はより確実に債権の保全を図ることができる。

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

県に提供している県民税の滞納者の情報は、毎年約5,000件にのぼる。紙媒体で出力した税務情報をパソコンに入力する場合、入力誤り等の人為的なミスを誘発する可能性が高く、情報の正確性を確保できない可能性がある。

県が適切に債権の保全を図るためには、このような人為的なミスを極限まで減らすことが必要であるから、オンライン結合等を行うことには公益上の理由がある。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

提供方法は、インターネットから切り離された総合行政ネットワーク（LGWAN）のメール機能を使用するため、高度なセキュリティが確保されている。また、提供先である県においては、今回提供する個人情報について、福岡県個人情報保護条例（平成16年福

岡山条例第57号)に加え、電子データの運用管理者や管理方法について規定されている電子データ取扱要領に従い、管理、利用することとなる。

以上のことから、当該オンライン結合等により個人の権利利益が侵害されるおそれはないものと考えられる。

○提供する個人情報の内容

(追加して提供する項目)

軽自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無

(平成29年度より提供している項目)

氏名、生年月日、所在地、扶養親族数、給与収入(所得)、勤務先名、勤務先所在地、勤務先電話番号、退職年月日、生命保険料控除、営業収入(所得)、不動産収入(所得)、農業収入(所得)、住民税の徴収区分(特徴・普徴)

※福岡県より依頼のあった県税滞納者に限る。

○実施時期

平成31年度以降

久留米市長 殿

福岡県久留米県税事務所



税務情報の電子データによる照会について（依頼）

平素より本県の税務行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、県税の未済額圧縮を重点施策と位置づけ、その一環として、県税滞納者の勤務先等調査を早期に実施し、催告から滞納処分へと迅速に対応していく対策に取り組んでおります。

つきましては、貴職が管理されます下記項目につきまして、地方税法第20条の11の規定に基づき、御提供くださいますようお願いいたします。

なお、データの取扱につきましては、平成29年度に取り交わしました「合意書」、「電子データ取扱要領」を遵守し、厳正な管理、運用を行います。

記

- 1 対象
課税データ
- 2 提供希望時期
平成31年度以降
- 3 提供依頼項目
 - (1) 氏名（漢字及びふりがな）
 - (2) 生年月日
 - (3) 所在地
 - (4) 扶養親族数
 - (5) 給与収入一般
 - (6) 勤務先名
 - (7) 勤務先所在地
 - (8) 勤務先電話番号
 - (9) 退職年月日
 - (10) 生命保険控除
 - (11) 営業収入（所得）
 - (12) 不動産収入（所得）
 - (13) 農業収入（所得）
 - (14) 特徴・普徴区分
 - (15) 備考（軽自動車有無）
 - (16) 備考（固定資産有無）



(様式2)

合意書

滞納者の税務情報の照会及び回答に関するデータの取扱いについては、「電子データ取扱要領」を遵守し、厳正に管理、運用することに合意します。

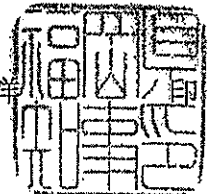
102000

平成 29 年 10 月 5 日

福岡県知事

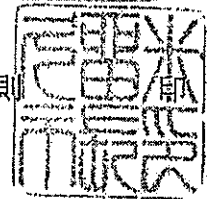
小川

洋



久留米市長

檜原利則



102000

電子データ取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国税徴収法第146条の2（官公署等への協力要請）及び地方税法第20条の1（官公署等への協力要請）の規定に基づいて行う、福岡県（以下「県」という。）と久留米市（以下「市」という。）の滞納者の税務情報に関する照会データ（以下「照会データ」という。）及び当該照会に係る県と市の回答のデータ（以下「回答データ」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(データの厳正な管理)

第2条 県と市は、照会データ及び回答データの管理、運用及び取得した情報の守秘義務について、情報漏洩の防止等、厳正な管理の徹底のために必要な措置を講じるものとする。

(データ運用管理者及び運用補助職員の指定)

第3条 県と市は、照会データ及び回答データを取り扱う者として、データ運用管理者及び運用補助職員の職を指定し、別紙「データ運用管理者等届出書」（様式1）により双方に届け出るものとする。

(データ運用管理者及び運用補助職員の職務)

第4条 データ運用管理者は、次に掲げる事務を行うものとし、運用補助職員は、データ運用管理者を補助するものとする。

- (1) 照会データ及び回答データの受渡しに関する事務
- (2) 照会データ及び回答データの保管
- (3) 滞納整理に活用するための回答データの処理
- (4) その他照会データ及び回答データの管理及び運用に関する事務

(合意書の提出)

第5条 県と市は、照会・回答に係るデータでの交換を行う場合は、この要領を遵守するものとし、別紙「合意書」（様式2）により合意を交わすこととする。この合意書は2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(滞納者データ)

第6条 県と市の照会データの運用管理者は、滞納者データを定められた仕様書によって照会データとして作成し、回答データの運用管理者に光磁気ディスク等で渡す、若しくは国税連携システムにおける団体間回送データ送受信機能を利用して提供するものとする。

2 回答データの運用管理者は、受領した滞納者データに回答項目を入力し、回答データを作成し、照会データの運用管理者に渡す、若しくは国税連携システムにおける団体間回送データ送受信機能を利用して提供するものとする。

(照会データ及び回答データの管理)

第7条 県と市のデータ運用管理者及び運用補助職員は、次に掲げる事項を遵守し、照会データ及び回答データの適正な使用、管理を行い、個人情報保護をしなければならない。

- (1) 照会データ及び回答データを不正に使用し、または他に使用させてはならない。
- (2) 照会データ及び回答データには、担当者以外の他の職員がみることができないようにパスワードを設定し、パスワードを第三者に漏らしたり、または知られたりしないように厳重に管理する。
- (3) 照会データ及び回答データの授受は、手渡しによる受渡し、若しくは国税連携システムにおける団体間回送データ送受信機能を利用するものとし、郵送やパソコンによる送信は禁止する。
- (4) 照会データ及び回答データは、情報漏洩及び不正使用防止のため、必ず施錠して保管するものとする。
- (5) 照会データ及び回答データの自宅への持ち帰り、県と市が指定したパソコン及び光磁気ディスク等を除く外部記憶媒体への保存及び担当者以外の紙でのコピーは、禁止する。
- (6) 不要になった照会データ及び回答データは、確実に消去する。
- (7) 照会データ及び回答データを目的外に使用してはならない。
- (8) 照会データ及び回答データに関し事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、県と市は相互に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、その他運用に必要な事項は、双方協議の上、別に定めるものとする。

この要領は、平成29年10月5日から適用する。

地方税法（抜粋）

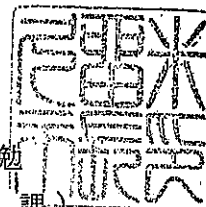
（官公署等への協力要請）

第二十条の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

30 支援 1 第 1021 号

平成 30 年 10 月 2 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会長 様



久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部生活支援第1課)

諮 問 書

下記の案件について、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）第9条第3項第4号の規定による個人情報の目的外利用に係る公益上の必要について意見を求めます。

記

諮問案件

「平成30年7月豪雨」に関し、久留米市が市民等から預かった義援金と福岡県から県内各市町村へ配分された義援金（福岡県、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会が受け入れている義援金）とを、市内の床上浸水被災世帯へ配分する業務を総務部総務課において実施するに当たり、生活支援第1課が実施する災害見舞金等交付業務及びり災証明書発行業務において収集した申請者の個人情報を目的外利用することに関し公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）について

【健康福祉部生活支援第1課】



【諮問案件】

「平成30年7月豪雨」に関し、久留米市が市民等から預かった義援金と福岡県から久留米市へ配分された義援金（福岡県、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会が受け入れている義援金）とを、市内の床上浸水被災世帯へ配分する業務を総務部総務課において実施するに当たり、生活支援第1課が実施する災害見舞金等交付業務及び被災証明書の発行業務において収集した申請者の個人情報をも目的外利用することに関し公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）について

【健康福祉部生活支援第1課】

○業務の概要

健康福祉部生活支援第1課では、久留米市災害見舞金の支給等に関する規程（平成24年久留米市規程第15号）に基づき見舞金の支給等の業務を所管しているところ、平成30年7月に発生した豪雨により提出された「災害見舞金の支給等申請書」（別紙1）及び「請求書」（別紙2）を受領し、それらに記載された個人情報を保管している。

また、同課では被災者に対する「り災証明」の発行業務を行っており、「り災証明願」（別紙3）に記載された個人情報を保管している。

一方、総務部総務課では、平成30年7月に発生した豪雨に関し、久留米市が市民、事業者等から預かった義援金及び福岡県から久留米市へ配分された義援金（福岡県、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会が受け入れている義援金）を久留米市内の被災世帯（住居の床上浸水、全壊、半壊及び一部損壊（以下「住居の床上浸水等」という。）にあったもの）に配分する業務を所管している。

総務部総務課では義援金を配分するに当たり、被災世帯に対して義援金の配分申請書（請求書）を提出するよう封書で促すことを予定している。

当該封書の送付先の情報として生活支援第1課が保有する「災害見舞金の支給等申請書」及び「請求書」並びに「り災証明願」に記載された個人情報（住居の床上浸水等にあったものの情報に限る。）を目的外利用するものである。

また、上記封書には義援金の配分の申請書の記載事項（氏名、住所、電話番号、口座情報の一部）をあらかじめ総務部総務課で記載した上で同封する予定であり、当該記載事項に関する個人情報についても生活支援第1課が保有する「災害見舞金の支給等申請書」等に記載された個人情報の目的外利用を行うものである。

○公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

義援金の配分を受ける対象世帯は、今回の豪雨災害において住居の床上浸水等の被害を受けた世帯であるところ、生活支援第1課の災害見舞金の受給世帯情報によると、本市において今回の災害で床上浸水の被害に遭った世帯は、約550世帯である。

総務部総務課の配分義援金の支給において「災害見舞金の支給等申請書」等に記載された個人情報を利用することにより、対象となる被災世帯に的確に情報を提供するとともに、対象者の情報を申請書にあらかじめ記載して送付することで申請者の本人の負担軽減、支給事務の効率化を図ることができ、被災世帯の再建のための早期支給につながるため、公益上の必要があると考える。

なお、当該目的外利用に係る本人通知は、義援金の配分の申請書に生活支援第1課が保有する災害見舞金等交付業務及びり災証明書の発行業務に係る個人情報を活用させていただいている旨を明記することにより行うものとする。

○目的外利用する個人情報の内容

- ・「災害見舞金の支給等申請書」に記載されている情報のうち
申請者住所、申請者氏名、世帯主氏名、被害の種類、申請内容、世帯の構成
- ・「請求書」に記載されている情報のうち
電話番号、金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義
- ・「り災証明願」に記載されている情報のうち
申請者住所、申請者氏名、連絡先、住居区分、り災程度
※ただし、り災程度が全壊、半壊、床上浸水及び一部損壊の者の情報に限る。

○実施時期（個人情報利用期間）

市内の被災世帯に対する義援金申請書の送付：平成30年10月

り災証明願

平成 年 月 日

久留米市長 殿

住所 久留米市
申請者 氏名
連絡先 印

私は、平成 年 月 日の災害により、り災しましたので次の事項について証明を願います。

り災者氏名	
り災日時	平成 年 月 日 (時 分)
り災原因	水害・風害・落雷・その他災害()
り災場所	
住居区分	自家・借家・借間・その他()
り災程度	1 全壊 2 全焼 3 流失 4 埋没 5 半壊 6 半焼 7 床上浸水 8 床下浸水 (床上 cm) 9 その他()

上記のとおり、り災したことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 久留米市長 大久保 勉 印